

「秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）」の概要

令和 6 年 1 2 月

秋田県健康福祉部

医療人材対策室

1 趣旨

秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）では、第 8 条において、200床未満の病院で 5 年間勤務した場合に返還免除となることとしていますが、今般、看護職員不足が深刻化しており、200床以上の規模の大きな病院であっても確保が困難となっており、そのため、返還免除対象施設に200床以上の病院を加えるなど返還免除となる要件を見直すことで、貸与希望者を増やし、県内の看護職員の確保や定着を一層強化できるよう条例を改正します。

2 改正概要

- (1) 修学資金の貸与を受けた方は、県内の200床未満の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置するものを除く）で看護職員として5年間勤務することが返還免除の要件となっていますが、200床未満の病院だけでなく200床以上の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置するものを除く）も返還免除の要件に加えます。ただし、200床以上の病院で勤務する場合は、勤務期間を7年間とします。
- (2) 返還免除対象施設である訪問看護事業所に勤務する場合は、3年以上の実務経験を必要としています。実務経験がなくても訪問看護事業所への勤務が可能となるよう、実務経験の要件を不要とします。
- (3) 助産師が助産師として勤務する場合は、県内の病院であれば病床数に制限なく5年間勤務することで返還免除となりますが、助産師の資格を有しながら看護師として勤務する場合は、200床未満の病院に5年間勤務することが返還免除の要件となっています。今回の改正では、助産師として勤務する場合は現行どおりとし、看護師として勤務する場合は（1）のとおりとします。
- (4) 今回の改正は、令和7年度の入学者からの適用となります。在学学生は現行の制度が適用されます。